北名古屋市監査公表第１５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和元年５月１５日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間
施設管理課及び商工農政課
対象期間　平成３０年４月１日から平成３１年３月２８日までの所管事務
実施期間　平成３１年３月１日から平成３１年３月２８日まで

２　監査の概要
所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果
監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。
施設管理課及び商工農政課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜施設管理課＞
主な所管事務は、道路及び準用河川の認定、指定、変更及び廃止、道路、橋梁、歩道橋、準用河川及び排水路の維持管理、道路及び準用河川の占用許可、工事の設計及び実施計画承認並びに法定外公共物の使用許可、道路、水路の境界立会、都市公園、

児童遊園の維持管理、雨水の浸透及び貯留の促進、建築行為、優良住宅等の認定、優良な宅地化計画等の認定、屋外広告物、開発行為、民間住宅耐震診断、相談及び改修、空き家対策の計画及び総合調整、総合的な公共施設経営、公共施設の設計及び工事に関する事務である。

意　見

⑴　道路占用料、法定外公共物使用料及び屋外広告物許可手数料は、自主財源であることや公平性の原則から、新規申請及び除去申請並びに収入の管理については、今後も適正な管理に努めていただきたい。

⑵　児童遊園維持管理業務について、市民団体に委託する場合の事務取扱いが確立されていないため、関係部署において問題点を共有し、契約のあり方や支払い内容の見直しも含めて検討をしていただきたい。

＜商工農政課＞

主な所管事務は、商工業の振興、中小企業等協同組合及び商工団体、中小企業金融、中心市街地活性化、農業委員会、農林業、農地、農作物の作付面積及び作況調査、農作物の病害虫防除、主要食糧の生産調整、農家台帳、農業用水、農業用施設、土地改良区、農業共済、農業者年金、農林業関係団体、市民農園、家畜、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化、緑化の推進、雇用対策、勤労者福祉、消費生活、計量器、観光、博覧会、共進会、品評会及び見本市、製品安全４法及び家庭用品品質表示法に関する事務である。

⑴　収入事務について

農業塾の実施において、執行伺が作成されていなかった。

意　見

北名古屋市カード事業協同組合によるポイントカード事業について、民間企業のポイントカード事業やキャッシュレス決済が浸透しつつあり、市民の消費行動の変化や決済手段の多様化が進んでいるなかで、その公益上の必要性と効果を再確認し、事業の見直しを検討していただきたい。